

むつ市「使用済燃料税」の概要

税 目	使用済燃料税（法定外普通税）	徴 収 方 法	申告納付
課 税 客 体	中間貯蔵施設における使用済燃料の保管		
課 税 標 準	使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量		
納 税 義 務 者	使用済燃料貯蔵事業者 （特定納税義務者：リサイクル燃料貯蔵株式会社（RFS））		
税 率	1キログラムにつき620円		
収 入 見 込 額	（平年度）7,440千円		
課 税 を 行 う 期	条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、条例の規定について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる		
そ の 他	<p>特定納税義務者（RFS）は、むつ市議会の意見聴取に対して、納税をはじめとする様々な社会制度の中での応分の負担を通じて、地元の事業者としての責務を果たしていくとしながらも、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親会社である東京電力及び日本原電からの使用済燃料の具体的な搬入計画が示されておらず、当社の収支計画が策定できていないため、新税が経営に与える影響が見極められない ・ 県の動向（青森県においても同様に課税されるか）が見極められないこと ・ 条例の施行により長期にわたり税負担する可能性が高いことから、慎重に議論を進めていく必要がある。 <p>などの意見を表明している。</p>		

むつ市「使用済燃料税」に係る1号要件の検討(案)①

1 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

① 課税標準

使用済燃料税(以下、本税)の課税標準は「算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量」であり、国税又は他の地方税において、課税標準を同じくするものはないと考えられる。

② 住民負担

本税の負担について、むつ市は「本税の課税対象となる使用済燃料中間貯蔵事業の実施に伴い発生する総費用の負担を受けることについて、親会社と役務契約を締結しており、(略)実質的な税負担者は親会社(東京電力ホールディングス(株)、日本原子力発電(株))となっている」、「仮に本税が、親会社である東京電力の電気料金等に転嫁されたとしても、1世帯あたりの年間の増額は0.3円程度(施設の最大貯蔵量に達した場合でも11.2円/月程度)」としている。

特定納税義務者は、担税力について、親会社から「搬入計画などが示されていないことから、弊社の収支計画等を策定することができておらず、(略)経営に与える影響を見極めることができ」ない、としている。

本税の負担については、特定納税義務者が述べているとおり、具体的な搬入計画等が示されておらず、収支計画等が策定できないとしても、

- 他の地方団体で既に課税されている使用済燃料の貯蔵に係る税率は、500円～1,500円/kg程度であり、本税税率の「620円/kg」は、先行団体の税率水準と比較して著しく高いとはいえないこと
- 市は、当該中間貯蔵施設に搬入される予定の使用済燃料が、現在保管されている柏崎刈羽原子力発電所が立地する柏崎市において課される使用済核燃料税(基本分)と同額の税率設定としていること
- 本税の特定納税義務者は、核燃料サイクルの推進を基本方針とする我が国において、使用済燃料を再処理するまでの間、貯蔵しておく施設である当該中間貯蔵施設を管理・運営するために設立された会社であり、特定納税義務者とその親会社との間では、貯蔵の事業の実施に伴い発生する費用を負担するという基本的な役務契約が定められていること、

等を総合的に勘案すると、特定納税義務者にとって著しく過重となるとはいえない。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

むつ市「使用済燃料税」に係る1号要件の検討（案）②

＜参考＞他団体における使用済燃料の貯蔵に対する課税状況

団体名 (税目)	青森県 ^(※1) (核燃料物質等取扱税) ^(※2)	茨城県 ^(※1) (核燃料等取扱税)	福井県 ^(※1) (核燃料税)	愛媛県 ^(※1) (核燃料税)	佐賀県 ^(※1) (核燃料税)
税率	1,300 円/kg (当分の間 8,300 円) ^(※3)	1,500 円/kg	1,500 円/kg	500 円/kg	500 円/kg

団体名 (税目)	新潟県柏崎市 (使用済核燃料税)	愛媛県伊方町 (使用済核燃料税)	佐賀県玄海町 (使用済核燃料税)	鹿児島県薩摩川内市 (使用済核燃料税)
税率	基本分 620 円/kg ※ 経年累進分の対象は、50 ～250円加算	500 円/kg	550 円/kg	270,000 円/体 (重量換算で概ね 590 円/kg)

(※1) 核燃料税等における課税客体の1つとして使用済燃料の貯蔵(保管)に対して課税している。

(※2) 「再処理事業の指定を受けた者が行う使用済燃料の貯蔵」を課税客体とするものであり、中間貯蔵施設での使用済燃料の貯蔵は対象とならない。

(※3) 青森県においては、再処理施設において、使用済燃料の搬入が減り、税収の大幅な減収が見込まれたことから、平成22年度以降の再処理施設に係る税収を安定的に確保するため、使用済み燃料の貯蔵に対する税率を、当分の間「8300円/kg」に引上げることとしている。

むつ市「使用済燃料税」に係る2、3号要件の検討（案）

2 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

本税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

3 1及び2に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

第6次エネルギー基本計画(2021年10月22日閣議決定)では、

- ・ 核燃料サイクルについて「我が国は、資源の有効利用、高レベルの放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針としている」とし、
- ・ 中間貯蔵施設について「原子力発電に伴って発生する使用済燃料を安全に管理する必要がある。このため、使用済燃料の貯蔵能力を強化することが必要であり、(略)中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の建設・活用を促進する」としている。
- ・ また、立地自治体に関して、「原子力利用を進めていく上で、立地地域との共生に向けた取組が不可欠」とした上で、「立地地域は、地域資源の開発・観光客の誘致といった地域振興や、避難道路の整備、防災体制の充実など、独自の様々な課題を抱えている。こうした課題に真摯に向き合い、産業振興や住民福祉の向上、防災対策のための予算措置、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の活用なども含めて、関係府省庁が連携して、解決に向けた取組を進めていく」としている。

地方税法第671条第3号に規定する「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいうところ、第6次エネルギー基本計画においては、核燃料サイクルの推進及び中間貯蔵施設の建設・活用の促進を位置づけるとともに、原子力利用を進めていく上で、立地地域との共生に向けた取組が不可欠としている。

むつ市の中間貯蔵施設は、使用済燃料を六ヶ所村の再処理工場で処理するまでの間、貯蔵・管理するための重要な役割を持つものであり、事業者が本税を負担しつつ、むつ市が当該税込により防災安全対策事業等を進めていくこと等を踏まえると、本税は「1及び2に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」に該当するとはいえないと考えられる。

むつ市「使用済燃料税」に係る同意要件の検討（案）

- 以上のことから、本税については、地方税法第671条第一号から第三号までに掲げる事由のいずれかがあると認める場合ではないと考えられる。
- 「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(平成15年11月11日総税企第179号)においては、「特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。」としている。

本税においては、

- ・ むつ市は、令和2年4月から令和4年2月までの間、43回にわたり特定納税義務者と協議をしていること
 - ・ むつ市は、当該協議に基づき、税率等の見直しを行い、条例を再度可決していること
 - ・ 当該見直しの内容は、特定納税義務者等の主張に配慮したものであると考えられること等から、むつ市においては、特定納税義務者の理解を得るよう努めていると考えられる。
- なお、特定納税義務者は、「現段階では、財政需要や担税力について判断できる状況にない※1」としているものの、「令和2年10月28日には「(令和2年^注)3月16日にむつ市議会へ提出した意見書に記載した4点について判断できる状況となりましたら、新税を通じて、しっかりと地元事業者としての責務を果たすこと(略)」の旨、(略)むつ市当局へお伝えしてきており、(略)※2」としている。

注:総務省加筆

※1 むつ市議会あて特定納税義務者意見書(令和2年3月16日付)

※2 むつ市議会あて特定納税義務者意見書(令和4年3月16日付)

これまでに同意に際して意見を付した事例

税目 (課税団体)	核燃料税 (H14 福島県)	放置自転車等対策推進税 (H16 豊島区)	空港連絡橋利用税 (H24 泉佐野市)
意見内容	<p>地方公共団体が法定外税の制度により課税自主権を発揮することは、地方分権の観点から望ましいことであるが、本件のように納税者が限定的である税の場合、地方公共団体において、当該納税者への十分な説明や、その意見の聴取等の適正な手続をふむことが特に重要である。</p> <p>本件に関しては、従来の核燃料税とは課税方法や税率を異にするものであることも考えると、納税者への説明や協議期間が十分でなかったと言わざるを得ない。</p> <p>このことは本件を不同意とする要件には該当しないが、福島県においては、今後、法定外税制度の健全な発展のためにも、本件課税について、納税者の理解を得るための努力を続けていくことが必要である。</p> <p>については、同意にあたり、福島県に対し、下記の点を強く要請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 納税者である東京電力に対し更に十分な説明を行うとともに、税収用途の明確化を図るなど、本件課税に対する理解を得るための最大限の努力を行うこと 2 今後、諸情勢の変化等も踏まえ、本件条例の内容の妥当性について更に検証を重ね、必要に応じその見直しを含め検討すること 	<p>本件の施行に当たっては、豊島区において、下記の事項に適切に対応されるよう、強く要請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件については、課税団体（豊島区）と納税者の見解がほぼ全面的に対立したままであり、納税者との協議や相互理解が十分に進んでいるとは言い難い。特定少数の納税者に課税する法定外税の場合には、納税者の理解を得る努力を尽くすことが特に重要であることから、納税者から提起されている種々の指摘や批判を真摯に受け止め、協議・調整を十分に行って、その理解を得るよう、更に格段の努力を行うこと。 2 特に、本件課税が今後の対策費用に充てる目的税であり、また、鉄道事業者の協力不足を根拠として鉄道事業者のみに課税しようとする税であることを踏まえ、今後の放置自転車対策の全体像を明示しながら、鉄道事業者の今後の協力の見通し等について十分な協議・調整を行い、鉄道事業者だけが納税者となることについて理解を得るよう努めること。 3 去る5月26日の意見で指摘した点を踏まえ、自転車法に基づく自転車等駐車対策協議会等の場を活用しながら、放置自転車を解消するための具体的な対策について、総合的に協議・検討を尽くすとともに、その状況を踏まえて、本件課税のあり方について必要な見直しを行うこと。 	<p>地方団体には法定外税制度について適切な運用が求められています。</p> <p>そのため、今後、泉佐野市におかれては、本件について、下記のとおり、納税者をはじめとする関係者への十分な説明や周知に努めていただきますことをお願いします。</p> <p>なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 泉佐野市外の住民も含め不特定多数の者が空港連絡橋を利用することに鑑み、空港連絡橋利用税の課税について、同税の納税者となる空港連絡橋の利用者及びその他の関係者に対し、十分に周知し、理解を得るよう努めること。 2 今後、空港連絡橋利用税の特別徴収義務者となる者と同税の徴収方法等について十分に調整を進め、同税の円滑な運用に努めること。